

「用途地域境界確認」の業務終了について

敷地が2種類以上の用途地域にまたがっている場合に、これまでは各区役所街並み形成課において、土地所有者から提出された図面に用途地域等※の境界線を表示して情報提供していましたが、都市計画情報のオープンデータ化に伴い、令和6年4月より、当該業務を廃止します。

※都市施設（都市計画道路や都市計画公園等）の位置については確認業務を継続します。

- 建築計画を行う際など、用途地域境界を確認する必要がある場合は、「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」（https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal）の情報をご活用願います。
- 建築確認申請等を行う際に必要な場合は、「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」の情報を基に、申請者自身で各申請図書等に用途地域等の境界線を記載して下さい。
- 「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」では、都市計画情報を画像保存できるほか、用途地域指定図（5千分の1）のPDFデータや用途地域に関するGISデータ（Shape形式）をダウンロードすることができます。
詳しくは裏面をご覧ください。

【指定確認検査機関の方へ】

建築確認審査において、申請図書等に記載された用途地域等の都市計画線につきましては、上記によりご確認願います。

問合せ先

都市整備局 都市計画課

仙台市青葉区二日町12-34二日町第五仮庁舎12階 電話：022-214-8295

仙台市都市計画情報インターネット提供サービスによる利用方法について

(PC版サイト https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal をご利用ください。)



(1) 都市計画情報のデータを活用する場合

- お調べしたい敷地について、住所や地番、地図等から探した後、知りたい都市計画情報の種類を「表示切替」から選択→縮尺を1/2500~1/10,000から選択→「画像保存」してください。
- 画像を任意に拡大・印刷し、目印となる地点からスケールを合わせながら寸法を確認し、お手元の敷地図面で用途地域等境界線の位置を確認してください。

(2) 各種データダウンロードのデータを活用する場合

- お調べしたい敷地について、住所や地番、地図等から探した後、該当する「用途地域指定図1/5000 [図郭番号]」をダウンロードしてください。
(お調べしたい場所をダブルクリックすると、画面左側に詳細情報が表示され、ダウンロード可能な図面一覧がでてきます。)※自身のパソコンにPDFデータ保存してから次の作業をしてください。
- PDFデータを表示後、画像を任意に拡大し、境界を確認したい場所が画面中央になるよう合わせ、「印刷」→「詳細オプション」を開き「現在の表示範囲」を選択→「ページサイズ処理」の「カスタム倍率」を1000%に設定し選択→用紙サイズを確認し印刷実行。
- 印刷後、目印となる地点からスケールを合わせながら寸法を確認し、お手元の敷地図面で用途地域等境界線の位置を確認してください。

(3) オープンデータカタログのデータを活用する場合

- 境界を確認したい各種都市計画情報をダウンロードしてください。
地形図として使用可能な都市計画基本図のGISデータ (Shape形式) は、上記「(2)各種データダウンロード」からダウンロードしてご使用ください。(ご使用されているシステムに合わせて、必要に応じてファイル形式 (DXF形式、DM形式) を変換しご利用ください。変換できない場合は、都市計画課までお問合せください。)
- お調べしたい敷地について、上記データから用途地域等境界線の位置を確認してください。